



議案第九十八号

倉吉市外九か町村衛生管理組合、倉吉市外九か町村畜産物処理流通

改善施設組合、倉吉市外九か町村交通災害共済組合の解散に伴う財

産処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十九条の規定により、倉吉市外九か町村衛生管理組合、倉吉市外九か町村畜産物処理流通改善施設組合、倉吉市外九か町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分を別紙のとおり関係市町村の協議のうえ定めるものとする。

昭和四十六年十月二十五日提出

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十六年拾月廿五日 原案可決

三朝町議会議長牧田 禎

財産処分に関する協議書（案）

地方自治法第二百八十九条の規定により、倉吉市外九カ町村衛生管理組合、倉吉市外九カ町村畜産物処理流通改善施設組合、倉吉市外九カ町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分を次のとおり定める。

記

一 前記各組合の財産は、中部市町村共同施設管理組合に帰属せしめる。

昭和四十六年十月 日

倉吉市長	小谷善高
羽合町長	故島賢市
泊村長	宮脇三巳
東郷町長	本荘英博

三朝町長

坂

出

雅

巳

関金町長

池

谷

房

男

北条町長

中

本

建

治

大栄町長

前

田

八

郎

東伯町長

戸

田

常

磐

赤碓町長

森

進